

## 平成 23 年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)の 一括交付金化に関する各府省の考え方(概要)

「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)においては、一括交付金化の基本的考え方として、「『ひも付き補助金』の対象範囲は、最大限広くとる」、また「一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する」とされており、具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定するとされている。【別添 1 参照】

今般、平成 23 年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)について、関係府省に一括交付金化に向けた考え方を聴取したところ、概ね以下のような結果を得た。

### 1. 一括交付金の対象範囲

23 年度概算要求・「要望額」における地方向け補助金等(投資関係)は 3.3 兆円。このうち、各府省において「一括交付金化の対象」と分類された補助金等はほとんどなかった。【別添 2 参照】

#### (1) 一括交付金の対象外

一括交付金の対象外と各府省が判断した理由は、大綱に掲げられた具体的理由のほか、施策の重要性(民主党マニフェストや「新成長戦略」等の各種閣議決定等)や特殊性(年度間の変動や地域間の偏在等)に基づくものなど、各府省において様々であった。

#### ○ 主な補助金等と各府省の考え方

##### ・ 防災拠点形成総合支援事業費補助金(5 億円)〔内閣府〕

防災拠点のうち、国が策定する計画等において取り上げられているものや、一つの地方公共団体の範囲を超えた広域的な防災効果が期待されるものを対象としており、国が積極的に取り組む課題である。

##### ・ 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)(186 億円)〔警察庁〕

「地方の自主性の拡大」というときの「地方」に、国と一体となって業務を行う都道府県警察は当てはまらない。また、全国的・広域的な交通管理を行い、最低水準の交通の安全と円滑を確保するという国の役割・責務に鑑みれば、国直轄で管理する部分がある道路等と異なり、都道府県が一元的に行う交通安全施設の整備に対する補助金は国家補償的性格を有する。

- ・ **学校施設環境改善交付金(仮称)(1,809 億円)**〔文部科学省・内閣府(沖縄)〕

耐震性の無い学校施設の耐震化が必要なだけでなく、老朽化も深刻になっており、これらの施設整備は、学校の設置者である地方公共団体にとって義務的なもの。また、年度間の変動や地域間の偏在も大きい。学校施設の整備は、教員や教育内容に応じて一体的に行うことが必要であって、教育一括交付金についての検討を進めているところ。

- ・ **農山漁村地域整備交付金(1,500 億円)**〔農林水産省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕

地域の創意工夫による農山漁村地域の総合的な整備の支援を目的として平成 22 年度に創設。食料自給率の向上等の実現は国の責務であり、そのための重要な手段である本交付金について、他の社会資本整備を含め一括交付金化した場合、国と地方が政策目標を共有した施策の推進が困難となり、農林水産政策の目標達成に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- ・ **地域連携推進事業費補助(452 億円)**〔国土交通省〕

地域高規格道路は事業規模が大きいこと等から、個別に事業評価を行うとともに、ニーズに応じた機動的な配分や集中投資が必要。また、同道路は高規格幹線道路と一体的に幹線道路ネットワークを構成し、整備効果が広域に及ぶことから、整備方針の調整が必要であり、複数都府県に跨る路線は、事業主体間での調整も必要。

- ・ **循環型社会形成推進交付金(471 億円)**〔環境省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕

市町村にとって 20～30 年に一度の巨額な資金を要する事業であり、定常的財政での措置が困難。また、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、国家的見地からも戦略的な施設整備が必要。

## (2) 特定補助金(3～5年)

一括交付金の対象となりうるものであっても、3～5年の期限付きで特定補助金として存続すると分類されたものについては、期限到来時に改めて検討するとされていた。

### ○ 主な補助金等と各府省の考え方

- ・ **情報通信利活用基盤整備交付金(30 億円)**〔総務省〕

「光の道」構想(2015 年頃を目途に全ての世帯でブロードバンドサービスを利用)の推進のため 5 年間実施。(特定 5 年)

- ・ **地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(350 億円)〔厚生労働省〕**  
介護保険 3 施設については、平成 26 年度における数値目標を掲げ、現在国を挙げて個室化を推進しており、当面、特定補助金として維持すべき。(特定 4 年)

### **(3)一括交付金化の対象**

一括交付金化の対象となりうるものについても、その一部を特定補助金として継続する必要がある、引き続き国の政策意図が反映されたものとする必要がある等の留意点や条件を掲げていた。

#### **○ 主な補助金等と各府省の考え方**

- ・ **消防防災施設整備費補助金(9 億円)〔総務省〕**  
一括交付金化の対象とする。なお、特別法による補助率の嵩上げ措置が講じられている施設については、一括交付金の算定においても配慮が必要と考えられる。
- ・ **水道施設整備費補助(578 億円)〔厚生労働省・内閣府(沖縄)・国土交通省〕**  
一括交付金化の対象とするが、水道施設の耐震化に係る補助メニューについては国が重点かつ喫緊に行う必要があることから、特定補助金として存続。また、水道施設の災害復旧事業については、新たに立目した上、予算措置を行う必要。
- ・ **工業用水道事業費補助(19 億円)〔経済産業省〕**  
一括交付金化の対象となる可能性があるが、一括交付金の括り方、PDCA サイクルを通じた国の関わり、客観的指標等による配分方法及び予算要求・執行方法等に関しては、個別事業の特性を踏まえ、政策意図が反映されるものとする必要がある。

### **(※)その他**

社会資本整備総合交付金(国土交通省、内閣府(沖縄))については、一括交付金として既に「措置済」との独自の分類とした上で、平成23年度は大綱を踏まえ抜本的に見直すとしていた。

- ・ **社会資本整備総合交付金(22,000 億円)〔国土交通省・内閣府(沖縄)〕**  
これまでの国土交通省所管の地方公共団体向け補助金を一つの交付金に原則一括し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、

一括交付金化の趣旨を先取りして創設したものであり、措置済みと整理。平成 23 年度は「地域主権戦略大綱」を踏まえ抜本的に見直し、政策目的の範囲で、府省の枠にとらわれずに使えるようにする。

## 2. 一括交付金の制度設計(その他)

一括交付金の対象範囲のほか、一括交付金の制度設計に関しては、主として以下のような意見があった。

### (国の関わり)

- ・ 国の政策目的に沿って、各省庁が支援内容の設定を行うこと。
- ・ 国の目標と整合した事業の必要額を設定するため、事業計画への最小限の事前関与を行うこと。
- ・ 交付金の効果的な執行を担保するため、自治体の事後評価に加えて、国も一定の関与を行うこと。
- ・ 予定された事業と執行された事業に大きな乖離がある場合の取扱いや、事業費の妥当性を誰がどのように判断するのか。投資的経費以外に使った場合、どのような処理をするのか。

### (配分・総額)

- ・ 客観的指標により配分する一括交付金によって、現行の国庫補助によるところが大きい地方公共団体に対して、安定的に必要な財源が十分に確保できるのか。また、個別事業ベースでの積上げに加え、外形標準的な配分を行うなら、本来配分する必要が無い地方公共団体にまで配分することになるのではないのか。
- ・ 地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いた場合、国の裁量をなくしつつ、地方公共団体の事業をどのように積上げるのか。
- ・ 工期が複数年度で長期にわたることが多い施設整備については、継続事業や年度間の変動に配慮した制度設計が必要である。
- ・ 条件不利地域等への嵩上げ措置は、引き続き適切な措置が講じられるようにする必要があると考えられる。
- ・ 沖縄分として内閣府、北海道と離島・奄美分として国土交通省に別途予算計上している補助金等については、一括交付金化に際してそれぞれ地域事情を考慮する必要がある。
- ・ 事業主体として補助金を直接交付している地方公共団体以外(一部事務組合や民間企業等)について、交付金を直接交付するような仕組みが必要である。

## 地域主権戦略大綱 (平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)

(抜粋)

**第 5 ひも付き補助金の一括交付金化****2 一括交付金の対象範囲****(1) 基本的考え方**

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

**(2) 対象範囲の整理方針**

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

**(3) 実施手順**

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

平成23年度概算要求における地方向け補助金等(投資関係)  
(分類は、各府省の判断によるもの)

(単位:億円、本)

府省名	平成23年度要求・「要望」額							
			一括交付金対象		3～5年特定補助金		対象外	
	金額	本数	金額	本数	金額	本数	金額	本数
内閣府	1,145	21	-	-	11	1	373	15
沖縄	1,140 (※1)	20	〔 131 の内数(※2) 〕		1		368	14
防災	5	1	-	-	11	1	5	1
警察庁	241	2	-	-	-	-	241	2
総務省	39	2	9	1	30	1	-	-
文部科学省	2,336	7	-	-	-	-	2,336	7
厚生労働省	1,033	12	〔 385 の内数(※2) 〕		1		58	3
			0	1	590	7		
農林水産省	3,257	48	-	-	-	-	3,257	48
経済産業省	19	1	19	1	-	-	-	-
国土交通省	24,457 (※1)	123	〔 63 の内数(※2) 〕		2		3,025	110
			-	-	-	-		
環境省	433	5	-	-	-	-	433	5
合 計	32,959	221	28 (※2)	3	630 (※2)	9	9,723	190

- 注) 1. 本数は、予算科目の項別「目」ベースでの補助金等の数。  
 2. 各欄の合算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。  
 3. 各府省から提出のあったものをそのまま集計したものであり、精査の結果、計数の変動がありうる。  
 4. 概算要求時点での各府省の判断をとりまとめたものであり、今回の調査対象外の補助金等についても、今後の予算編成過程において一括交付金化の検討の対象となる可能性がある。

(※1)「一括交付金として措置済」と回答のあった「社会資本整備総合交付金」(内閣府(沖縄)計上:630億円(目ベースで4本)、国土交通省計上:21,370億円(目ベースで11本))は、要求・「要望」額合計には合算しているが、対象、特定補助金、対象外のいずれにも分類していない。

(※2)内閣府(沖縄)、厚生労働省及び国土交通省所管の「水道施設整備費補助」については、耐震関係は特定補助金、それ以外は一括交付金の対象であるが、計数区分は不能。したがって、要求・「要望」額の合計には合算しているものの、分類欄合計の金額・本数には合算していない。